

香川県条例第33号

香川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

香川県消費者行政活性化基金条例（平成21年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成25年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成24年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。